

主 文

- 一、本件申請をいずれも却下する。
- 二、訴訟費用は、債権者の負担とする。

事 実

第一、当事者の求める裁判

一、債権者

- (一) 債務者らは、仮に債権者の従業員として就労しなければならない。
- (二) 債権者は、債務者らの就労に対しその従業員としての就労に相応する賃金を支払わなければならない。

二、債務者ら

主文一項同旨の裁判。

第二、債権者の主張

一、当事者

(一) 債権者

債権者は、北九州市<以下略>に本部、本店を、同区<以下略>に各支店を同区<以下略>に各出張所をそれぞれ置き、預金の受人、資金の貸付その他信用金庫法所定の業務を営む金融機関である。

(二) 債務者ら

債務者Aは昭和三二年四月一日、同Bは昭和二九年四月二二日、同C、同Dは昭和三一年四月一日それぞれ債権者金庫に職員として雇傭された者である。

二、地位保全仮処分判決の存在

(一) 債権者は、債務者C、同Dに対し昭和四〇年二月二日付をもつて当時施行の就業規則七二条六号による懲戒解雇を、同A、同Bに対しては同年十一月二〇日付をもつて同規則二六条三号による普通解雇をそれぞれした。

(二) 債務者C、同Dは、同年四月二六日右解雇は就業規則の解釈適用を誤まつた無効な処分であるとして、福岡地方裁判所小倉支部に従業員としての地位保全仮処分命令を申請したところ、同裁判所は、昭和四二年五月二九日右申請を認容する判決をしたので、債権者は、右判決に対し控訴、特別上告の各申立をしたが、いずれも棄却された。また右債務者らは、昭和四〇年二月二五日右解雇を不当労働行為による無効な処分であるとして福岡県地方労働委員会にその救済を申立てたところ、同委員会は、昭和四二年四月二〇日右申立を認容する命令をしたので、債権者は、中央労働委員会にこれに対する再審査の申立をしたが、同委員会は、昭和四四年七月二日初審同旨の命令をした。そこで、債権者は、同年八月二五日東京地方裁判所に右中央労働委員会の命令取消しの訴を提起し、現在同庁昭和四四年(ウ)第一七四号事件として係属中である。

債務者A、同Bは、昭和四〇年一二月三日前記解雇を就業規則の解釈適用を誤まつたものであり、また、不当労働行為でもあるから無効な処分であるとして、福岡地方裁判所小倉支部に従業員としての地位保全仮処分命令の申請をしたところ、同裁判所は、昭和四五年六月三〇日右申請を認容する判決をしたので、債権者は、同年七月一三日福岡高等裁判所に控訴を申立て、現在同庁昭和四五年(ネ)第五八一号事件として係属中である。

(三) 債務者C、同Dと債権者との間の前記仮処分事件の第一審判決の主文は、債務者兩名がいずれも債権者の従業員たる地位を有することを仮に定める。

債権者は昭和四〇年二月二日以降本案判決確定に至るまで毎月二〇日限り債務者Cに対し一カ月金三万六、四四八円、債務者Dに対し一カ月金三万六、四五六円の割合による金員を支払え。

訴訟費用は、債権者の負担とする。

というのである。

また、債務者A、同Bと債権者との間の前記仮処分事件の第一審判決の主文は

債務者兩名が債権者に対し労働契約上の地位を有することを仮に定める。

債権者は昭和四〇年一二月一日から本案判決確定に至るまで毎月二〇日限り債務者Aに対し金三万四、二五一円を、債務者Bに対し金五万五、六一二円を支払え。

訴訟費用は、債権者の負担とする。

というのである。

三、被保全権利

八月二〇日から債務者Cは債権者金庫小森江支店に、同Dは同金庫葛葉支店に、同Aは同金庫桜町支店に、同Bは同金庫原町支店にそれぞれ勤務するよう要請したの
に、債務者らは就労要請に応じない。それどころか、債務者らは、債権者が客観的に
妥当な数値にもとづく賃金、諸手当の額を明示し、かつ現実に指示権にもとづき
職場を指定して就労を求めたにもかかわらず、過大不当な就労条件を固執して労務
提供の義務を履行せず、債権者に対し、労働の対価関係に立つ賃金債務の履行を
強要し、同年一月十九日福岡地方裁判所小倉支部に賃金支払仮処分命令の申請を
するに至った（同庁昭和四五年（ヨ）第六四二二号事件）。右事件は裁判所のあつ
せんにより和解が成立したがその際、右和解は債務者らの賃金請求権、債権者の就
労請求権の存否につき、当事者双方を拘束するものではないとの条件が付された
ため、就労請求権については別件として処理することを余儀なくされたのである。
以上述べた経緯と、本件債務者らの間に発せられた仮処分命令の内容および仮
分制度の特質をあわせ考えれば、債権者が債務者らに対し労務の提供（就労）請
求権を有することは明らかであり、これを被保全権利とすることと、債務者らと
雇用関係の存在を否定することとはなんら矛盾するものではない。このことは、
債務者らの間に発せられた仮処分命令の内容がいわゆる断行の仮処分であり、債
権者の任意の履行を期待する内容を含んだ仮処分であること、本案訴訟判決と
異なり、仮処分命令が即時形成力、執行力を有することにかんがみれば自明の
こととい

四、必要性

債権者には左記のとおり本件仮処分についての必要性がある。
（一）債務者らは債権者の要請にもかかわらず労務の提供をなさないのに、債権
者が一方的に賃金の支払いを余儀なくされることになれば、債務者らは労せずして
莫大な利益を得るのに反し、その支払賃金額が莫大な額であるだけに、債務者ら
の資産収入が豊かと思われない状況では、債権者が本案訴訟で後日勝訴しても完全
な回収は困難である。そして、仮処分の認められる根本理由は、裁判の遅延と自力
救済禁止から生ずる国家の背反的制度的矛盾を解決するために、法律上の形式的保
護より実質的保護を尊重することにあるから、仮処分により支払われた賃金等が、
もって将来本案訴訟において被用者が敗訴した場合に、その無資力の故をもつて、
使用者に回復不能となると認められるようなときは、これを実質的にとらえ、事
実上回復不能と考えるのが相当であり、法律上の回復すなわち損害賠償、仮差押
等による回復の可否を考慮すべきではない。

また、債務者らは、前記賃金支払仮処分命令の申請に引続いて、今後も、本案
訴訟を提起することなく、昭和四五年一月以降の昇給額および賞与額の支払いを
求める賃金支払仮処分の申請を出すことが予想され、債権者の蒙る不利益はますます
増大することが明らかであるが、仮処分当事者間の法益の均衡の原則が仮処分の必
要性を決定する重要な要素の一つであること、債務者らが自認する資産収入の乏
しいことをあわせ考えると、保全の必要性は充分あるといえることができる。

（二）債務者らは交代で毎日のように債権者の各職場をまわっては、組合の機
関誌「かがり火」などを配付している。また、近隣地の信用金庫を訪ねて労働組合
の結成をはたらきかけ、あるいは、東京、近畿、山陰、北海道まで出向いてその地
の信用金庫労働組合との交流を深め、オルグ活動に挺身していることが推察され
るほど、時間、労力、資力をこれらに傾注し、債権者の蒙る有形、無形の迷惑を顧
みないものである。

（三）労働給付と賃金支払いとは対価関係にあるとはいえ、雇用の場合は、民法
六二四条の規定にしたがい、労務の提供が先であつて、賃金は後払いであることが
明らかであるから、債権者は、就労請求権の行使により債務者らの現実の労務の
提供を得たうえで対応賃金の支払いをなすことが順序である。

第三、債務者らの答弁ならびに主張

一、債権者主張事実一、二は認める。

二、（一）同三中、債務者らが昭和四五年一月十九日福岡地方裁判所小倉支部
に賃金支払仮処分命令申請をし、裁判所のあつせんにより和解が成立したことは認
めるが、その余の事実を否認する。

（二）債権者主張のような仮処分命令の申請が許容されるためには、その本案
訴訟として債権者と債務者らとの間に雇傭関係が存在することの確認請求権を被保
全権利とすべきである。けだし、かかる仮処分は、仮の地位を定める仮処分の部
類に属するもので、本案訴訟で確定すべき法律上の地位を前提とするからである。
しるかに、債権者は債務者らとの間の雇傭関係の存在を明白に否定しているの
である

から、本件仮処分命令の被保全権利を自ら不存在であると自認しているものであつて、被保全権利がないにもかかわらず、すなわち、本案訴訟を提起しえないにもかかわらず、本件仮処分命令の申請をなしているものであるから、主張自体失当として却下されるべきである。

また、債務者らの地位保全仮処分命令申請事件は、その被保全権利として債権者と債務者らとの間に雇傭関係の存在確認請求を主張し、その仮の地位を定める仮処分として雇傭関係を仮に定める旨の仮処分判決がなされたものである。したがつて、本案訴訟によつて債権者と債務者との間に雇傭関係存在確認の判決が確定するまで仮にその存在を定めるといふ仮処分にすぎない。かかる仮の地位を定めた仮処分による債務者らの雇傭契約上の地位を被保全権利とするならば、それは債権者において債務者らとの間の雇傭関係を是認したことになるといふべきである。しかるに、債権者は債務者らとの雇傭関係を争いながら、いかえると地位保全の仮処分を争いつつ、一方では右の仮処分命令の存在を肯定して本件仮処分命令の申請をしたものであつて、この点からいつても債権者の主張は主張自体失当といわなければならない。

さらに、地位保全の仮処分判決に対する不服の申立は、控訴、事情変更による取消申立等の方法によるべきであり、債権者も右の方法により不服の申立をなしているのであるからそれ以外の方法により右判決に対して争う方法はないことは自明である。そして、右の方法で争う以上解雇が有効であることを前提とするものであるから、債務者らの労務の提供を拒否せざるを得ないはずである。ところが、本件仮処分命令の申請では労務の提供を求めらるものであり、いかえれば、雇傭関係の存在を認めるといふ主張をなしているから、主張自体矛盾しているといわざるを得ない。

思うに、債務者らが債権者を相手として取得した前記仮処分判決において債務者らが労務を提供するのと引換えに賃金を支払えという判決がなされていないことが本件仮処分命令の申請をなした理由と考えられる。しかしながら、前記仮処分命令申請事件においては、債権者は雇傭関係の存在を争い債務者らの労務受領を拒否しているのであるから、裁判所においても労務提供と引換えに賃金を支払えという仮処分命令を出すことは不可能であつたといふべきである。債権者は、前記地位保全仮処分判決が出た当時にはそれに服することなく、数年を経た現在になり突如として命令に服するという態度を見せる一方、その間に解雇がなかつたならば債務者らの有している適正な賃金の額を否定し、労務の提供だけを求めるものであつて、自己の利益だけを求めるものといわなければならない。

三、同四は否認する。

本件仮処分の必要性は、債務者らの就労を得なければ債権者が回復しがたい損害を蒙るといふことに求めなければならない。しかるに前記のとおり、債権者は、債務者らの労務の提供が企業にとつて必要不可欠であると主張しないばかりか、その要件すら主張しないのであり、せいぜい将来、支払つた仮の賃金を不当利得として返還請求することが困難であるといふにすぎないから、かかる必要があるとしても、仮差押命令申請の理由になるにすぎないのである。したがつて、債権者のいふ本件申請の必要性は主張自体失当といわなければならない。

第四、証拠関係（省略）

理 由

一、債権者主張事実一、二は、当事者間に争いがない。

二、（一）本件仮処分命令の申請は、債権者において、先になした債務者らに対する解雇そのものは撤回せず、したがつて雇傭契約の存在自体は否定するが、債権者債務者ら間の地位保全仮処分判決によつて右当事者間に仮定的暫定的に設定された雇傭契約上の地位にもとずき、債権者において債務者らを被用者として取扱うべき義務を負う結果として債務者らに就労すべきことを求めるとともに、債権者に債務者らの就労に相応する賃金を支払うべき義務を課することを求めるものである。すなわち、本件申請において被保全権利として主張されているものは、債権者債務者ら間の雇傭契約そのものでなく、前記地位保全仮処分判決によつて右当事者間に本案訴訟確定に至るまで仮に設定された雇傭契約にもとづく就労請求権であることは明らかである。

しかるに、仮処分制度はすべて被保全権利の終局的実現をはかる本案訴訟の存在を予定するものであり、その効果は最終的には本案訴訟の判決内容に依存するもの

で、いわば本案訴訟における被保全権利確定までの暫定的応急的措置にすぎないから、右のように仮の地位を定める仮処分によつて仮に設定された権利関係が、本案訴訟との関係において、被保全権利としての適格性を有するか問題となるので、この点について判断することとする。

(二) 元来、仮の地位を定める仮処分とは、当事者間において、本案訴訟確定に至るまでの間、権利関係についての紛争が解決されないために現在生じる生活関係上の危険を除去し、または解決をまつては回復しがたい損害の生じるのを防止するために、その解決を見るまでの間の暫定的な法律状態を仮に設定し、その事実的実現をはかることを目的とするものである。いかえれば、本案訴訟が時間を要するという欠陥を有するために、その間における債権者の権利が実現しないために生ずる放置しがたい不利益、すなわちその緊急事態を救済することを目的とする制度であつて、その処置の結果、暫定的にはあるが、当事者間において緊急事態が解消され、法的平和がもたらされるのである。したがつて、仮の地位を定める仮処分によつて法律関係が仮定的暫定的に設定された以上、当事者は、本案訴訟の確定に至るまでの間、右仮処分命令に拘束され、右法律関係を基礎として、その関係が規律されることになるのである。

ところで、債権者債務者間の前記地位保全仮処分判決は、債務者らが債権者と雇傭契約上の地位を有することを仮に定めるとともに、債権者に対し、解雇がなかつたならば支払われるべき賃金を債務者らに仮に支払うべきことを命じたものである。

しかるに、雇傭契約とは、被用者が使用者に労働力を提供し使用者がこれに対し賃金を支払うことによつて成立する双務有償契約であるから、被用者は賃金債権を取得する前提として、自己の労働力を使用者に提供することが要件となつていことは明らかである(民法六二三条、六二四条参照)。

それ故、前記仮処分判決は、その主文において、債務者らに労働力を提供すべきことを命じていないとはいえ、被用者たる地位を定め、債権者に賃金支払いを命じる以上、右雇傭契約の本旨にしたがい、債務者らにおいて、債権者の就労要請に依つて労働力を提供すべきことが当然予定されているものというべく、右両者の義務を別個に取扱い、賃金支払義務のみを命じたものと解するのは妥当でない。ただ、使用者が解雇の有効性を主張している場合には、被用者から労働力が提供されたとしても、その受領を拒絶するのが通常の事例であるから、特に仮処分の内容としてこれを掲げないにすぎない。いずれにしても、被用者は、特別の事情のない限り就労義務を免除されるものでないから、使用者からの就労要請があれば、正当な理由のない以上拒否できず、あえてこれを拒否した場合には、賃金債権を取得しえないものといわなければならない。

要するに、債権者は、前記地位保全仮処分判決によつて、債務者らに対し、労働力を提供すべきことを請求できる地位を、本案訴訟確定に至るまで仮に設定されたものというべきである。そして、債権者の要請にもかかわらず債務者らが就労しないときは、右仮処分判決によつて設定された雇傭契約にもとづく就労請求権の履行ないし確定を訴求できるのである。

もつとも、右就労請求権は、その効力が、先になされた地位保全仮処分判決で予定されている債権者債務者間の雇傭契約上の地位確認訴訟の確定に至るまでという不確定な条件にかかるものであるが、右のような条件付権利といえども、訴の利益があることは、民事訴訟法制度の建前上明らかである。

(三) 右のことは、債権者が債務者らとの間の雇傭契約関係の存在を否定しているかどうかにかかわらないといふことができる。すなわち、本件就労請求権は、仮処分判決によつて設定された雇傭契約にもとづくものであるが、右雇傭契約自体、本案訴訟たる雇傭契約上の地位確認訴訟確定に至るまでの仮の措置にすぎないのであつて、右本案訴訟を拘束するものではなく、債権者は、右本案訴訟において雇傭契約不存在を主張しうることは明らかであり、また、上訴により前記地位保全仮処分判決の効力を争うことはいうまでもない。しかし、仮処分命令は即時形成力、執行力を有するため、本案訴訟あるいは右仮処分判決に対する上訴の手続において、雇傭契約を争うと否とにかかわらず、債権者は、債務者らを被用者として取扱い、賃金を支払わなければならないのであつて、そうである以上前記のような雇傭契約の本旨からして、債務者らに就労すべきことを要請しうるものといわなければならない。

(四) これらの点につき、債務者らは、第一に、債権者自ら雇傭契約関係の存在を否定しているから、本件仮処分命令における被保全権利がないと自認しているこ

庫原町支店にそれぞれ勤務するよう要請したが、同人らは就労せず、その後の団体交渉においても、就労条件が折合わないため債務者らは債権者の就労要請に応じないので、債権者は本件申請に及んだことが認められる。

右認定事実によれば、債務者らに対する解雇そのものを撤回せず、先になされた地位保全仮処分判決によつて仮に設定された雇傭契約にもとずき、債務者らに就労を求める本件仮処分命令に対しては、債務者らの任意の履行を期待しえないことは明らかである。

そうだとすれば、前記のような仮の地位を定める仮処分制度の趣旨に照らし、本件申請は保全の必要性を欠くものといわなければならない。

(二) もつとも、債権者からの就労請求仮処分が認められないとすると、債務者らは、債権者の就労要請を正当な理由なく拒否した場合でも、賃金を受領できることとなり、前記のような雇傭契約の本旨に反する不当な結果をもたらすことになるようにみえるかもしれない。

しかし、債権者の就労要請にかかわらず、債務者らが正当な理由なくこれを拒否すれば、債務者らの賃金債権は発生せず、債権者に賃金支払い義務のないことは前記のとおりであるから債権者において、必要があれば、先になされた仮処分判決に対して、執行方法に関する異議（民事訴訟法五四四条）、事情変更による取消申立（同法七五六条、七四七条）あるいは特別事情による取消申立（同法七五九条）をなすことにより、その支払いを阻止する法的手段を講ずればよいのである。

これに反し、債務者らの不就労を理由として賃金支払停止を求める新たな仮処分命令の申請をなすことは、先になされた地位保全仮処分判決に抵触するものであるから許されないといわなければならない。

けだし、これを認めたのでは、さらにそれを排除するための新たな仮処分を誘致して際限のないことになり、一時的であれ法律状態を規制しようとする仮処分制度の本旨に反することになるからである。

いずれにしても、債権者において、賃金の支払いを阻止する理由と必要があれば、先になされた仮処分判決内で認められた前記手続によるべきであり、逆にいえば、右手続が認められている以上、任意履行を期待しえないのに任意履行によるしかない本件就労請求仮処分命令を求める必要性を欠くものといえることができる。

四、以上のとおり本件申請は、保全の必要性を欠くから、その余の点を判断するまでもなく、いずれも却下を免れない。

よつて、訴訟費用の負担について民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

（裁判官 矢頭直哉 三村健治 神吉正則）